

補助制度のご案内

市では、融資制度を利用する方の負担を軽減するための補助制度を実施しています。補助を受ける場合は申請が必要となりますので、要件等を確認のうえ、手続きをしてください。

藤沢市利子補給制度

金融機関に支払った利子の一部を補助する制度です。※市税の滞納がある場合は対象となりません。

補助対象資金	対象者	補助率	利子補給期間	申請方法
設備導入特別資金	①「環境」「防災」に関する設備導入を計画している方 ②市内企業を活用した設備導入を計画している方	① 年0.3%以内 ② 年0.2%以内	2年間 (上限20万円)	1月から12月までの約定利子を一括して申請します。 (平成26年に限り 4月~12月分)
景気対策特別資金	最近3か月又は6か月の売上額が直近3か年のいずれかの年の同期と比べて、30%以上減少している方	年1.3%以内	1年間	
小規模企業緊急資金	当該資金利用者	年1.15%以内	3年間	
(神奈川県制度融資) ①スタートアップ融資 ②創業支援融資 ③小規模クイック融資 <短期>	当該融資利用者のうち、藤沢市内に主たる事業所を有する方	年1.0%以内	① 2年間 ② 2年間 ③ 1年間	※申請時期等については、藤沢市の融資窓口よりお知らせします。
(日本政策金融公庫) ①マル経融資 ②女性、若者/シニア起業家支援資金 (国民生活事業)	当該融資利用者のうち、藤沢市内に主たる事業所を有する方	支払った利子の1/2以内	① 3年間 ② 2年間 (上限10万円)	※マル経融資は、藤沢商工会議所が窓口となります。

信用保証料補助制度

神奈川県信用保証協会に支払った信用保証料の一部を補助する制度です。※市税の滞納がある場合は対象となりません。

補助対象資金	補助額	申請方法	交付時期
① 中小企業支援資金 ② 景気対策特別資金 ③ 雇用安定対策特別資金 ④ 小規模企業緊急資金 ⑤ 創業支援融資(神奈川県制度融資)	支払った信用保証料の80%の額。 (上限20万円)	藤沢市の融資窓口にて申請書を配布します。 (資金⑤は郵送にて通知) 融資実行後に金融機関へ申請書を提出します。	四半期ごとにとりまとめて交付します。

相談窓口のご案内

金融相談、経営相談などの各相談窓口です。相談内容に応じて、ご活用ください。電話・インターネット等に対応している窓口もありますので、詳細は直接お問い合わせください。

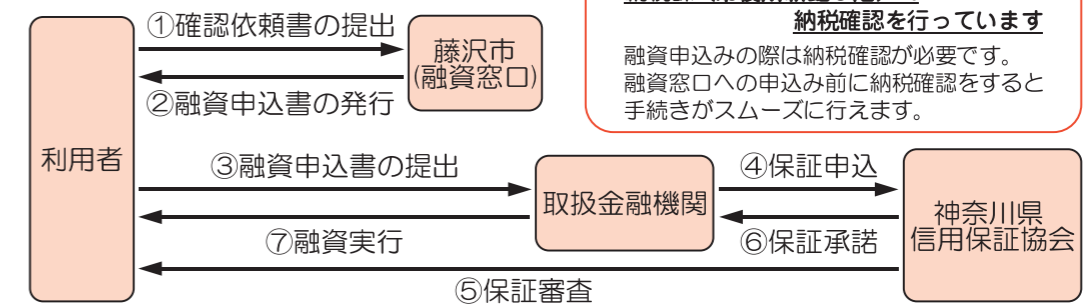
内容	場所	電話番号
中小企業経営相談 毎週水曜日 13~16時 (祝日除く)	藤沢市役所 市民相談情報課	0466-25-1111(内線2577)
信用保証に関すること 金融相談・経営相談	神奈川県信用保証協会 藤沢支所 (藤沢市藤沢388 富士ビル8F)	0466-23-0792
経営専門相談【要予約】	藤沢商工会議所 (藤沢市藤沢607-1 藤沢商工会館2階)	0466-27-8888
神奈川県融資制度に関すること 金融相談	神奈川県 産業労働局 産業・エネルギー部 金融課 (横浜市中区日本大通1)	045-210-5677(融資グループ) 045-210-5695(金融相談員)
ワンストップ経営総合相談	(公財) 神奈川産業振興センター (横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル4F)	045-633-5200 (経営総合相談室)

藤沢市中小企業 金融のしおり

藤沢市中小企業融資制度は、市内中小企業の振興と経営の安定を図るための制度です。

融資を利用する際は、市による対象要件確認後に金融機関へ申込み、金融機関と神奈川県信用保証協会の審査を受けてから実行されます。

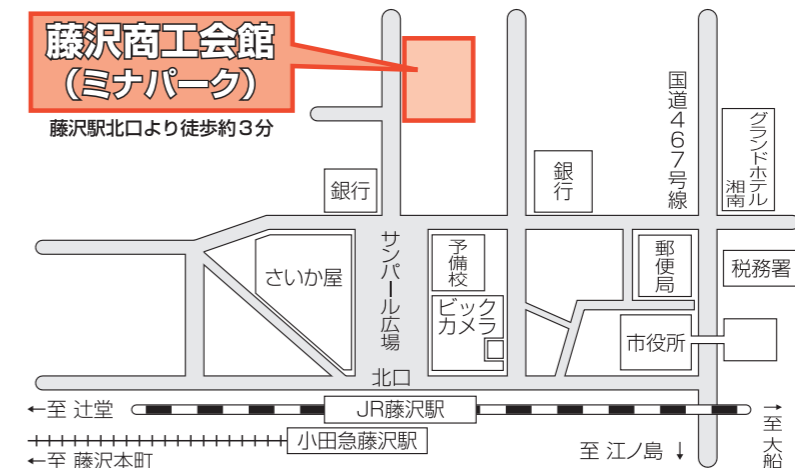
【融資利用までの流れ】



融資受付・問い合わせ

(公財)湘南産業振興財団 融資担当

〒251-0052 藤沢市藤沢607-1 藤沢商工会館2階
電話 (0466)21-3811
FAX (0466)24-4500
<http://ssc.cityfujisawa.ne.jp/yushi/>



藤沢市からの委託により、融資業務を実施している窓口です。

平成26年度 藤沢市中小企業融資制度一覧

(平成26年4月1日現在)

資金名		資金用途	貸付限度額	貸付期間		返済方法	貸付利率	利用資格	必要書類等(窓口申請時)	取扱金融機関	
中小企業支援資金 (信用保証料補助あり)	借換資金 (信用保証料補助あり)	事業資金 (運転資金・設備資金)	5,000万円	短期	1年以内	一括返済	1.8%以内	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 中小企業信用保険法に定める中小企業者(対象外業種あり) ◎ 市内に主たる事業所(注1)を有し、市内において既に事業を営んでいること ◎ 許認可等を要する事業の場合はその許認可等を受けていること ◎ 市税の滞納がなく、必要な申告義務を怠っていないこと(注1)主たる事業所とは法人=本店登記がある事業所 個人=主となる事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 代表者印(個人の場合は認印) ◎ 許認可等を要する事業の場合はその許認可証等の写し ◎ 設備資金の場合は見積書の写し ◎ 個人事業者で市外在住の方は、事業内容が確認できる書類 ◎ 本資金(又は旧資金)を既に利用している場合は、申請時の残額がわかる書類(返済予定表など) 	横浜銀行 かながわ信用金庫 スルガ銀行 横浜信用金庫 静岡銀行 湘南信用金庫 神奈川銀行 城南信用金庫 静岡中央銀行 みずほ銀行 八千代銀行 三菱東京UFJ銀行	
				長期	10年以内 (据置12か月以内)	元金均等 割賦返済	2.1%以内				中小企業支援資金の要件に加え、 ◎ 保証協会の借換保証により、資金調達の円滑化が図られること。
				※信用保証協会の一般保証により「運転資金」を利用する場合は、 7年以内	中小企業支援資金の要件に加え、 ◎ 保証協会の借換保証により、資金調達の円滑化が図られること。						
設備導入特別資金 (信用保証料補助あり)	中小企業支援資金の要件に加え、 ① 公害防止の設備導入を計画していること ② 市内における事業活動に必要な設備導入を計画していること	中小企業支援資金の必要書類に加え、 ① 公害防止に関する計画書類 ※公害対策に関する事前協議が必要 ② 設備導入計画書									
景気対策特別資金 (信用保証料補助あり)	事業資金 (運転資金・設備資金)	1,500万円	7年以内 (据置12か月以内)	元金均等 割賦返済	1.4%以内 (条件により利子補給あり)	中小企業支援資金の要件に加え、 ◎ 1年以上同一事業を継続して行っていること ◎ 最近3か月又は6か月の売上額又は売上総利益額の合計が直近3か年のいずれかの年の同期と比べて減少していること	中小企業支援資金の必要書類に加え、 ◎ 「最近3か月又は6か月」及び「直近3か年のいずれかの年の同期」の売上額又は売上総利益額が確認できる財務書類(試算表など) ◎ 個人事業者で市外在住の方は、県税事務所の発行する個人事業税の納税証明書 ※ 市制度から借り換える場合は、 ◎ 事業計画書 ◎ 借り換える資金の残額がわかる書類(返済予定表など)	※原則として、市内支店での取扱いとなりますが、市外支店でも取扱いできる場合があります。			
小規模企業緊急資金 (信用保証料補助あり)	事業資金 (運転資金・設備資金)	300万円	5年以内 (据置4か月以内)	元金均等 割賦返済	2.3%以内 (利子補給あり)	中小企業支援資金の要件に加え、 ◎ 従業員が20人以下 (商業・サービス業は5人以下)	中小企業支援資金の必要書類と同じ				
雇用安定対策特別資金 (信用保証料補助あり)	事業資金 (運転資金・設備資金)	2,000万円	5年以内 (据置6か月以内)	元金均等 割賦返済	1.1%以内	中小企業支援資金の要件に加え、 ◎ 公共職業安定所等より雇用関係助成金の支給決定を受けていること	中小企業支援資金の必要書類に加え、 ◎ 雇用関係助成金の支給決定通知書の写し				
事業協同組合育成資金	事業協同組合及び組合員の事業資金 (運転資金・設備資金)	組合 8,000万円 組合員 1,000万円	短期	1年以内	一括返済	1.8%以内	中小企業支援資金の要件に加え、 ① 組合員の1/2以上が市内に事業所を有し、市内に組合事務所のある組合 ② いずれかの組合の組合員	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 組合員名簿の写し ◎ 設備資金の場合は見積書の写し 	商工組合中央金庫 横浜支店		
			長期	8年以内 (据置6か月以内)	元金均等 割賦返済	2.1%以内					
商店街づくり推進資金	高度化事業資金	国の中小企業高度化資金貸付の対象施設と同一範囲内の施設設置資金	1億5,000万円 ※ただし、国又は県の貸付金を差し引いた額の50%以内	12年以内 (据置12か月以内)	元金均等 割賦返済	商工組合中央金庫の定める貸付利率から年1.0%を差し引いた利率	◎ 国の中小企業高度化資金の貸付を受けた事業協同組合等商業者の団体	◎ 国の中小企業高度化資金貸付の対象施設の設置費用の総額を証明する書類 ◎ 国又は県の貸付決定通知書の写し			
	共同施設設置資金	街路灯、シンボルタワー・サイン施設等共同施設の設置資金	1,000万円	5年以内 (据置6か月以内)		<法人> 2.3%以内 <任意団体> 2.5%以内	◎ (公社)藤沢市商店会連合会に加盟している商店街団体	◎ 事業費の見積書	横浜銀行 かながわ信用金庫 スルガ銀行 横浜信用金庫 静岡銀行 湘南信用金庫 神奈川銀行 城南信用金庫 静岡中央銀行 みずほ銀行 八千代銀行 三菱東京UFJ銀行		
	ショッピングモール施設等設置資金	ショッピングモール化事業設備等の設置資金	5,000万円	7年以内 (据置12か月以内)		1.8%以内		◎ 事業費の見積書 ◎ ショッピングモール施設等設置に関する補助金交付決定通知書の写し			

◎ 次のいずれかに該当する方は、藤沢市中小企業融資制度を利用できません。
 (1)藤沢市税(延滞金を含む)を滞納している方。(2)金融機関から取引停止を受けている方。(3)金融機関等から融資を受け、その返済を延滞している方。(4)返済能力がないと認められる方。(5)融資制度を不正に利用した方。(6)保証協会が代位弁済している方及びその保証人となっている方。
 (7)許認可等を要する事業で、その許認可等を受けていない方。(8)設備資金の場合、融資実行前に利用した方。
 ◎ 次の資金用途では、藤沢市中小企業融資制度を利用できません。 ※ (2)は借換資金と景気対策特別資金のうち市制度からの借換、(7)は事業協同組合育成資金(組合員への転貸の場合)に限り利用できます。
 (1)開業資金 (2)日借借替のための資金 (3)権利金、保証金、敷金 (4)事業の用に供さない土地購入資金 (5)出資金及びこれに類する資金 (6)投機的資金 (7)転貸資金 (8)生活資金 (9)住宅資金 (10)しゃし遊興資金 (11)その他市長が不適当とする資金